

## 会員事業者の資金調達に係る信用保証助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証により、金融機関から新たに融資を受ける場合に支払う保証料の一部を助成することとし、事業者の企業経営の安定を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

### (用語)

第3条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「金融機関」とは、保証協会が貸付金等の債務の保証を行う対象とされる全ての金融機関をいう。
2. 「融資」とは、事業者が金融機関から受ける運転資金等のための融資をいう。
3. 「保証料」とは、保証協会の定めるところにより算出され、事業者から保証協会に支払われた保証料をいう。
4. 「一般保証」（以下「一般」という。）とは、事業経営上必要な運転資金及び設備資金への融資に対する保証で、5. 「セーフティネット保証」以外をいう。
5. 「セーフティネット保証」（以下「セーフティ」という。）とは、千葉県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的とした千葉県等が定めるセーフティネット制度融資、国が定めるセーフティネット保証融資、または国が定める災害関係保証制度融資に対する保証をいう。

### (助成対象)

第4条 助成対象は、平成30年3月1日から平成31年2月末日までに、保証協会の保証により新たに金融機関から融資を受け、保証協会に保証料の支払いを完了したものである。

### (助成金額及び助成上限金額)

第5条 助成金額は保証料総額の1/2とし、1事業者当り「一般」「セーフティ」それぞれ200,000円を上限とする。

但し、200,000円に満たない場合は年度内であれば再申請することができる。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「平成30年度信用保証協会保証料助成実績報告書」により、平成31年3月8日までに申請を行うものとする。

但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、原則として予算の範囲内で助成金を交付するものとし、交付日は別表に定める。

(助成金の返納)

第8条 当該助成金の交付を受けた事業者で、融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合は、その日から14日以内に協会にその旨を報告し、返還額に相当する助成金の返還を行わなければならない。

2. 千ト協は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を期限を定めて命じることができ、返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反をしたとき。

2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(報告の義務)

第9条 助成金の交付を受けた事業者は、千ト協が必要と認めた場合には、「輸送量に係る実態調査」の定期報告等を行わなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には別に定めるものとする。

( 附 則 ) 本要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日に遡り実施し、同日以降の保証料支払い分から適用する。

(一部改正) 本要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日より実施する。

【 別 表 】 申請日別助成金交付日

申 請 日	交 付 日
4 月～ 9 月	当該年度 1 1 月末
1 0 月～ 1 2 月	当該年度 2 月末
1 月	当該年度 3 月末
2 月～ 3 月	翌 年 度 5 月末